

中津市建設工事等入札参加資格者の指名停止措置について

1. 指名停止措置業者名  
森松工業 株式会社  
  
指名停止措置業者の住所  
岐阜県本巣市見延 1 4 3 0 - 8
2. 指名停止措置期間  
令和 3 年 4 月 2 0 日から令和 3 年 1 2 月 1 9 日まで（8 か月間）
3. 指名停止措置要件  
中津市契約規則施行細則第10条 別表第2 措置要件3に該当
4. 指名停止措置理由  
社員 3 名が、令和 3 年 1 月 2 3 日に兵庫県赤穂市の職員に対する贈賄の疑いにより逮捕、令和 3 年 2 月 1 0 日に神戸地方検察庁より起訴されたため。

【お問い合わせ先】

中津市 総務部 契約検査課 契約係  
TEL 0979 (62) 9875 (内線 701・702)